

旅 費 規 程

第1条〔目 的〕

本規程は、Ｊリーグ規約に基づき、選手、監督、コーチ、審判員およびマッチコミッショナー等の交通費・宿泊費（以下「旅費」という）について定める。

第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- (1) Ｊ１クラブおよびＪ２クラブの公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

- ① 人員数は 31 名（役員およびチームスタッフ 11 名、選手 20 名）を上限とする。
- ② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。
ただし、
イ. 在来線による場合はグリーン車の特急とする。
ロ. 移動距離、所要時間、試合日程その他の合理的理由がある場合、航空機の利用を認めることがある。
ハ. バスおよび船舶等を利用する場合は最も経済的かつ合理的な経路および方法での利用（駐車場使用料、有料道路通行料等を含む）を認める。

- ③ 宿泊費は、試合前の 1 泊分として 1 名につき金 20,000 円（税抜）以下とする。

- ただし、
イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く。
ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の 1 泊を認めることがある。

- (2) Ｊ３クラブの公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

- ① 人員数は 31 名（役員およびチームスタッフ 11 名、選手 20 名）を上限とする。
- ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。
ただし、
イ. 在来線による場合は普通車の特急とする。
ロ. 移動距離、所要時間、試合日程その他の合理的理由がある場合、航空機の利用を認めることがある。
ハ. バスおよび船舶等を利用する場合は最も経済的かつ合理的な経路および方法での利用（駐車場使用料、有料道路通行料等を含む）とする。

- ③ 宿泊費は、試合前の 1 泊分として 1 名につき金 12,000 円（税抜）以下とする。

- ただし、
イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く。
ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の 1 泊を認めることがある。

- (3) 前 2 項の定めにかかわらず、ルヴァンカップにおけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

- ① 人員数は 31 名（役員およびチームスタッフ 11 名、選手 20 名）を上限とする。
- ② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。
ただし、
イ. 在来線による場合はグリーン車の特急とする。
ロ. 移動距離、所要時間、試合日程その他の合理的理由がある場合、航空機の利用を認めることがある。
ハ. バスおよび船舶等を利用する場合は最も経済的かつ合理的な経路および方法での利用

(駐車場使用料、有料道路通行料等を含む)とする。

- ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金 20,000 円(税抜)以下とする。

ただし、

イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く。

ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることがある。

- (4) 前3項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するJクラブが負担する。
- (5) 前項の規定にかかわらず、第1項から第3項に基づき計算した各チームの移動距離(スタジアム間の直線距離)に著しい差異が生じた場合、Jリーグの定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

第3条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕

- (1) J3を除く公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。

- ① 宿泊費は、1泊につき金 20,000 円(税抜)以下とする。

宿泊は原則として自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離(以下、「本件移動距離」という)が 200km 以上のときに前泊を認める。ただし、特別の事情があるときは、本件移動距離にかかわらず、前泊もしくは後泊またはその双方を認めるものとする。

- ② 交通費は、次の基準により支給する。

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする。

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする。

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする。

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車のグリーン車および新幹線の普通車指定席の利用を認める。

ただし、主審については新幹線のグリーン車の利用を認める。なお、タクシーの利用については合理的理由がある場合に限り利用することができる。

- (2) J3の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。

- ① 宿泊費は、1泊につき金 12,000 円(税抜)以下とする。

宿泊は原則として本件移動距離が 200km 以上のときに前泊を認める。ただし、特別の事情があるときは、本件移動距離にかかわらず、前泊もしくは後泊またはその双方を認めるものとする。

- ② 交通費は、次の基準により支給する。

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする。

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする。

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする。

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については、合理的理由がある場合に限り利用することができる。

- (3) Jリーグ規約第4章第4節における非公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、前2項に定める基準により、主管者が支給する。

- (4) 公式試合のマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。

- ① 宿泊費は、1泊につき金 20,000 円(税抜)以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める。

② 交通費は、次の基準により支給する。

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする。

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする。

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする。

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車および新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については、別途Ｊリーグの定めるタクシー利用基準に従う。

第４条〔監督・コーチ等の行事参加〕

(1) Ｊ１クラブおよびＪ２クラブの監督およびコーチ等が、Ｊリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりＪリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする。

② 宿泊費は、１泊につき金 20,000 円（税抜）以下とする。

(2) Ｊ３クラブの監督およびコーチ等が、Ｊリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により Ｊリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする

② 宿泊費は、１泊につき金 12,000 円（税抜）以下とする。

第５条〔選手の行事参加〕

選手が、Ｊリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第２条第１項または第２項に定める基準により、Ｊリーグが支給する。

第６条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第７条〔施 行〕

本規程は、2012年４月１日から施行する。

〔改 正〕

2014年１月21日

2016年１月19日

2017年１月25日

2018年１月30日

2019年１月24日

2020年１月30日

2024年１月１日

2025年２月１日

2025年２月25日

2026年１月１日

2026年７月１日